日本CLIL 教育学会（略称：J-CLIL）会則

第１章 総 則

（名 称）
第１条 本会は「日本CLIL 教育学会（英語名称：Japan CLIL Pedagogy Association）（略称：J-CLIL）」と称する。

（目 的）
第２条 本会は、CLIL（Content and Language Integrated Learning：科目内容と言語を統合した学習）、およびCBLT（Content-Based Language Teaching：内容を重視した言語指導）等に関する研究と実践を推進することを目的とする。

（事 業）
第３条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
１．定例研究会の開催
２．研究成果の刊行
３．大会、セミナーの開催
４．海外との交流
５．ウェブサイトによる情報発信
６．その他、研究会の目的に沿う活動

（支 部）
第４条
１ 本会は、上記の目的を達成するために必要に応じて支部を設ける。支部の運営については、別に定める。
２ 本会に次の支部を置く。
１）J-CLIL WEST（西日本支部）
２）J-CLIL TOHOKU（東北支部）
３）J-CLIL HOKURIKU（北陸支部）
４）J-CLIL KYUSHU（九州支部）

５）J-CLIL in TAIWAN（台湾支部）
３ 支部長は、理事及び運営委員が兼ねる。

第２章 会 員

（会 員）
第５条 本会の会員を次の４種とする。
１ 正会員
２ 大学院生会員
３ 学生会員
４ 賛助会員
５ 名誉会員
第６条 CLIL 教育に従事する者、または関心を持つ者で、本会の目的に賛同する者。

（入会および退会）
第７条 入会にあたっては、運営委員会の承認を必要とする。退会にあたっては、本人より申し出のあった場合、会費の納入が滞った場合、あるいは、学会に相応しくない活動のあった場合に、運営委員会で判断し承認する。

（会 費）
第８条 本会の会員は所定の会費を納めるものとする。会費の額については別にこれを定める。

第３章 役 員

（役員の選出）
第９条 本会に次の役員を置く。任期は2 年とし、再任を妨げない。
１ 会長（１名）：運営委員会の推薦に基づき、総会で決定する。
２ 副会長（１名）：会長の指名推薦に基づき、総会で決定する。
３ 事務局長（１名）：運営委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
４ 理事（若干名）：会長の指名推薦に基づき、総会で決定する。

５ 監事（１～２名）：会長の指名推薦に基づき、総会で決定する。
６ 運営委員（若干名）：会長の指名推薦に基づき、総会で決定する。
７ 事務局員（若干名）：会長が委嘱する。

（役員の任務）
第１０条
１ 会長は、本会を代表して会務を統括する。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、これを代行する。
３ 事務局長は、事務局を統括し、運営委員会を主宰し、本会の事業全般を執行する。
４ 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
５ 監事は、会務全般を監査する。
６ 運営委員は、事務局長を補佐し、必要あるときはその任務を代行する。
７ 事務局員は、事務局長を補佐する。

（役員会）
第１１条
１ 理事会は、会長、副会長、理事、監事から構成され、会長が招集し議長を務める。運営委員は陪席することができる。
２ 理事会は、本会の会務を執行する。
３ 理事会のもとに、運営委員会を置き、本会の会務を遂行する。
４ 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（運営委員会）
第１２条
１ 運営委員会は理事会のもとに会務を遂行する。
２ 運営委員会は、事務局長のもとで必要に応じて開く。
３ 運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

（会 議）
第１３条
１ 総会は年１回開く。

２ 本会の会議における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

（会 計）
第１４条
１ 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。
２ 本会の会計年度は４月１日より翌年の３月３１日までとする。
３ 本会の会計は運営委員会の審議を経て、総会の承認を得る。

（事務局）
第１５条 本会の事務局は会長の所属機関に置く。

第４章 会則の変更

（会則の変更）
第１６条 本会則は、総会の議を経て変更することができる。

（付 則）
１．本会則は2017年４月１日から施行する。
２．本会則の改正は、理事会によって提案され、総会の承認を必要とする。
３．その他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

（２０１８年2月3日 一部改定）
（２０１９年１０月４日 一部改定）